

Title	企業観と資本維持概念(守永誠治教授退任記念号)
Sub Title	Perceptions of Firms and Capital Maintenance Concepts(In Honour of Profesor Seiji Morinaga)
Author	前川, 千春(Maekawa, Chiharu)
Publisher	
Publication year	1993
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.35, No.6 (1993. 2) ,p.199- 215
JaLC DOI	
Abstract	<p>一般に,維持すべき資本を企業に投下された貨幣の一般購買力と考える一般購買力資本維持論と,維持すべき資本を企業に投下された個別具体的な物的資産であるとする物的資本維持論とは,相容れない対立する資本維持論と見做されているわけだが,英・米における,いわゆる物価変動会計制度化の不成功の原因は,両者の基本モデルそのものについて理論的整備が不十分であるということよりも,資本維持概念の選択のための決定的な拠り所とでもいうべきものを見出だすことができず,どちらか一方を選択するということが非常に難しいためであると考えられているようである。資本維持概念の選択という問題は,単に資本維持概念の確定そのものだけにとどまらず,会計というものをどのように捉えるかということに深く関わる重大な問題であると思われる。そこで本稿では,企業観というものに焦点を当てながら自らの資本維持論を強く打ち出しているGynther, R. S.の所説を取り上げてこの問題について考えてみた。彼は,過去の経験が異なればひとの内部に形成される価値システムも違ってくるため,企業についての知覚もひとによって違ったものになりうるということ,その異なる知覚は大きく二つ,すなわちproprietorの見地とentityの見地に分けられ,これらの異なる見地が物価変動会計についてなされる様々な提案の基礎となる種々の資本維持概念を引き起こすものであるということを主張している。つまり,どのような資本維持概念が選択されるかは企業観にかかっているというのである。この企業観をもとにした資本維持論というのは一見したところ,非常に論理的なものであるような印象を与えるせいか,我が国においてもその所説は多くのひとによって紹介されているようである。確かにGyntherの資本維持論は興味深いものではあるが,しかしその論理展開には検討すべき点がいろいろあるように思われる。</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19930225-04056319">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19930225-04056319</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 企業観と資本維持概念

前 川 千 春

### <要 約>

一般に、維持すべき資本を企業に投下された貨幣の一般購買力と考える一般購買力資本維持論と、維持すべき資本を企業に投下された個別具体的な物的資産であるとする物的資本維持論とは、相容れない対立する資本維持論と見做されているわけだが、英・米における、いわゆる物価変動会計制度化の不成功の原因は、両者の基本モデルそのものについて理論的整備が不十分であるということよりも、資本維持概念の選択のための決定的な拠り所ともいべきものを見出だすことができず、どちらか一方を選択するということが非常に難しいためであると考えられているようである。資本維持概念の選択という問題は、単に資本維持概念の確定そのものだけにとどまらず、会計というものをどのように捉えるかということに深く関わる重大な問題であると思われる。そこで本稿では、企業観というものに焦点を当てながら自らの資本維持論を強く打ち出している Gynther, R. S. の所説を取り上げてこの問題について考えてみた。彼は、過去の経験が異なればひとの内部に形成される価値システムも違ってくるため、企業についての知覚もひとによって違ったものになりうるということ、その異なる知覚は大きく二つ、すなわち proprietor の見地と entity の見地に分けられ、これらの異なる見地が物価変動会計についてなされる様々な提案の基礎となる種々の資本維持概念を引き起こすものであるということを主張している。つまり、どのような資本維持概念が選択されるかは企業観にかかっているというのである。この企業観をもとにした資本維持論というのは一見したところ、非常に論理的なものであるような印象を与えるせいか、我が国においてもその所説は多くのひとによって紹介されているようである。確かに Gynther の資本維持論は興味深いものではあるが、しかしその論理展開には検討すべき点がいぶるように思われる。

### <キーワード>

資本維持概念の選択、一般購買力資本維持概念、物的資本維持概念、企業観、会計主体論、Gynther, R. S., proprietary concept, entity concept

## I はじめに

資本維持について論じる場合でも、その取り上げ方は様々であって、資本維持概念の選択という問題にはいっさい触れずに、これまで提唱されてきた種々の資本維持論それぞれに関してその理論

的完結性とでもいうべきものを検討・追究するといった方法が採られることもしばしばである。それゆえとってよいのか、実践可能性や有用性の問題も考慮外において議論されることも多い。特に最近の我が国においてはそれが顕著であるように思われる。現実<sup>1)</sup>にいわゆる物価変動会計の制度化ということが検討され、実行に移されようという段階にあっては、新しい考え方も含めてであるが、どれか一つの資本維持論が選択されなければならないわけであるから、当然に資本維持概念の選択という問題は避けて通れぬ問題として強く意識されるはずのものであるに違いない。

しかしながら、そういった段階に至ってもなお、或いはそういった段階を経てもといったほうがよいかもかもしれないが、最近の我が国の研究状況をみると、特定の立場を主張することをせずに、過去の学説研究を中心に、諸理論の整理・類型化に専念しているものがほとんどのようであり、資本維持の研究方向に少しく偏りがあるのではないかとさえ思われるほどである。理論的整備が未だ完全ではなく制度化よりもまず理論的整備に努めるべきであるという見方が強いからだということもできるであろうが、そういった研究姿勢がとられる背景には、資本維持概念の選択という問題が極めて主観的なものであって、一つを選択して主張することは可能であっても、そのことについて論議するのは、あまり意味がないというか、生産的でないというような受けとめ方がなされているといったことではなからうか。その理由の一つには、やはり英・米において実際に制度化の試みがなされたにもかかわらずことごとく不首尾に終わってしまったということが挙げられるのではないかと思う。このことが我が国の資本維持の研究姿勢に大きく影響していることは否定できないであろう。

一般に、維持すべき資本を企業に投下された貨幣の一般購買力と考える一般購買力資本維持論と、維持すべき資本を企業に投下された個別具体的な物的資産であるとする物的資本維持論とは、相容れない対立する資本維持論と見做されているわけだが、制度化不成功の原因は、両者の基本モデルそのものについて理論的整備が不十分であるということよりも、資本維持概念の選択のための決定的な拠り所とでもいうべきものを見出だすことができず、どちらか一方を選択することが非常に難しいためであると考えられているようである。つまり、あちら立てればこちら立たずといった具合で、一方が採用されれば必ず他方から強い反対が出て、一般購買力資本維持論と物的資本維持論との間を行ったり来たりすることになり、結局、理論的に説明のつかないような双方の折衷型ないし結合型とでもいったらよいのか、妥協的な形態を採ることしかできないはめに陥ってしまい、満足のいく結果を得ることができなかったというのが大方の見方のようである。矛盾するように聞こえるかもしれないが、物価変動会計の制度化の気運が高まれば高まるほど、資本維持概念の選択という問題は最も重大な問題として取り上げられなければならないわけだが、逆に

1) 本稿においては物価変動会計という用語を一般購買力資本維持会計と物的資本維持会計の両者を包含するものとして用いている。

制度化の試みがなされればなされるほど資本維持概念の選択という問題が解決のつきそうにない取り扱うのが甚だ困難な問題であることを我々は改めて思い知らされるのであり、それが敬遠の原因にもなっているのである。

しかし、だからといって資本維持概念選択の問題を放置できるかというそのようなことはなく、利益測定の問題は資本維持の問題と密接に関わっており、どのような資本維持概念を選択するかによって利益は異なってくるわけであるから、企業会計の中心は利益の測定であると考え限り、資本維持概念選択の問題は常に会計上大きな関心事であり、最終的な結論というものが得られるか否かにかかわらず絶えず意識される問題であろうし、また、当然に意識されるべき問題であると思う。勿論、選択の問題だけにとらわれすぎるのも、それまた考えものであろうし、それゆえ、ひとまず選択の問題は考慮外に置いて、基本的なモデルの理論的完結性ないし整合性を追求するという必要かと思う。

けれども、それでもなお、選択の問題が常に意識されるべきであると私が強調するのは資本維持概念の確定がぜひとも必要である、つまり資本維持概念が一つに決まらないといろいろと不都合であるから一つに決めるように努力すべきである、といった理由からではない。そうでなく、資本維持概念の選択の問題というのは、会計というものをどのように捉えるかということに深く関わることだと考えているからにはほかならない。つまり、そこでは単に資本維持概念の確定そのものだけが問題になるのではなく、たとえば、どうして資本維持概念を一つに決めなければならないのか、資本維持概念を一つだけ選ぶということにはどういう意味があり、またどういう意義があるのか、資本維持概念の選択という問題は誰が答えを出すべき問題なのか、我々はモデルを呈示するだけでよいのか、等々、突き詰めれば、会計の果たすべき役割は何なのかという問いかけがその根底にあると思うからである。おそらく、このような問に対しては唯一の答えというようなものを期待することはできないであろうし、それゆえ、そういったことを議論することについては、答えの出ないことのわかっている問題を、何度も繰り返すのは無駄なことだといった風潮が生じやすいのではないかと思う。確かに多くの先達によって過去幾度となく繰り返し議論された問題であるに違いないが、しかし、それをまた繰り返すことを私は決して議論の蒸し返しとは思わない。唯一の答えというものがないからこそ各自がそれぞれ考えなければならないことだと思っているし、また各自においても常に繰り返される問いかけであってよいと思っている。

さて、前置きが長くなったが、かかる問題意識から、本稿では自らの資本維持論を強く打ち出すとともに、その根拠についても詳細に論じている Gynther, R. S. の所説を取り上げてみていくことにしたいと思う。彼は、過去の経験が異なれば内部に形成される価値システムも違ってくるのであり、そのために同一の事物に対して抱く知覚 (perception) もひとによって異なったものになりうるということ、それは企業についての知覚にも言えることであって、その異なる知覚は大きく二つ、

すなわち proprietor の見地と entity の見地に分けられ、これらの異なる見地が物価変動会計についてなされる様々な提案の基礎となる種々の資本維持概念を引き起こすものであるということを主張している。Gynther は、主著ならびに多くの論文の中でこの問題について触れているが、彼自身、この問題に関しては、“Accounting Concepts and Behavioral Hypotheses” (the Accounting Review, April 1967, pp.274-290) において、自らの主張を明らかにしたと述べており、他の論文でもこれを参照するよう指示しているようなので本稿ではこの論文にそって彼の主張の論理展開を検討することにしたい。

## II proprietary concept と entity concept<sup>2)</sup>

Gynther は、会計学は会計の一般理論を形成することができないために様々な点で苦しんでいるが、もし我々が会計の一般理論というものを望むのであれば、会計理論、会計実務、ならびに会計手続に関する多くの論争は会計の基本概念における相違から生じているのだということを先ずもって認識しなくてはならないと主張している。そして Gynther は、会計の主要な基本概念として二つの概念、すなわち proprietary concept と entity concept を取り上げ、これら両概念は、修正され洗練されながら、また、両者を融合させようという試みや見解の僅かな相違を反映するような代替案等を生み出しながら長年にわたって折々議論されてきたと前置きした上で、それぞれの概念について次のように説明している。<sup>3)</sup>

まず、proprietary concept であるが、proprietary concept を保持する人々は企業を単独の所有者、一組の共同出資者、ないし数多くの株主、によって所有されていると知覚している。当該企業の資産はこれらの人々の資産と見做され、当該企業の負債は彼等の負債と見做される。企業は単に彼等の財務的権益 (financial interests) のうちの分離された一部分にすぎず、別々に会計説明されるにすぎない。何故なら、様々な理由でそうすることが便利ないし必要だからである。常に所有主が利害 (interests) の中心であり、彼らの見地こそが会計記録に反映されるものである。資産合計から負債合計を差し引いたものは彼等の財産のうちの企業に帰属させられた部分に等しい。収益および費用項目は直接にこの純財産額を増加ないし減少させるものである。それはつまり、利益が分配されようとされまいと、それが稼得された時点で企業ではなく所有主の財産であると知覚されるということである。企業が実際に配当を行うときに初めて所有主の手の中に移りつつあるように思われるも

2) Gynther は、entity concept, proprietary concept というように「concept」という語を使用しているが、これについては彼が、この「concept」は「theory」とも呼ばれていると述べていることから両者をたいして区別しないで用いているものと解釈した上で、本稿でも Gynther の所説の説明に関しては彼に倣ってそのまま「concept」を使うことにする。Gynther, R. S., “Accounting Concepts and Behavioral Hypotheses,” *the Accounting Review*, April 1967, p.274.

3) Ibid., pp.274-280.

のは、かねてより彼等の私的個人的な財産の一部分であったものなのである。企業による利子や税金の支払は所要主にとっての費用であり、企業が他の営業費用を支払うのと同じように彼等の純財産額を減少させるものである。企業が実際税金を支払う場合、二重課税ということが生じるのである。

しかしながら、これはあくまで proprietary concept に関する一般的定義であって、proprietary concept にもいろいろ種類があり、主にそれは所有主集団として誰を考えるかによるものであるということについても、Gynther は触れている。例えば、Husband, G. R. は所有主機能は実際に企業家 (entrepreneur) である人々に属していると見ており、普通株主が株式会社における企業家の地位を独占しているという理論に立てば、優先株は社債と同様に資本サービスの借りを表わすものであるから、優先株についての配当は費用として扱われるのが最良であると述べている。Gynther は、これは proprietary concept の最も狭義のものであり、Staubus, G. J. によって呈示された「残余持分概念 (residual equity concept)」に等しいものであると解釈しているようである。Staubus もまた企業の所有主を普通株主だけであると考えている。それに対して Lorig, A. N. は、所有主集団を優先株主にまで拡大しようとしている。さらに、Chow, Y. C. のように株主ばかりでなく担保付社債保有者および無担保社債保有者をも長期投資家とみて、それらすべてを企業の所有主と考えるという少数派もいる。Chow は、このような考えが理論的観点からも実際の観点からもより論理的かつ実行可能なものであろうと主張している。

他方、entity concept についてであるが、Gynther は entity concept も proprietary concept と同様、これは見地であり、心的態度であって、会計人に限定されるものではないことを付言している。Gynther は、経営者の知覚はしばしば債権者ばかりでなく株主もまた自分がその運営に携わっている組織の外部に存するものであるといったようなものだとされているが、これこそ会計における entity concept の本質であると強調した上で entity concept に関し以下のように説明している。

この概念の保持者は企業を企業に資本を拠出する人々とは分離され区別されたものであると考えている。彼等は資産と負債を企業それ自身のものであると考えており、株主のものとはみていない。利益は企業によって稼得されるやいなや企業の財産となる。つまり、配当が宣言された場合にのみ利益は株主に発生するのである。それゆえ entity concept を保持する人々の観点からは、いかなる未処分利益も企業の財産であり続け、それは本質的に企業の持分の一部分を構成するものであるということになる。また、このことは未処分利益が貸借対照表上、株主の部に記載されるということによって冒害されるものではなく、それは単に伝統的で法規制的な報告手続への準拠にすぎないと entity concept の保持者はみているのである。

proprietary concept について様々な種類がみられたように、entity concept についても同じことがいえる。つまり、一口に entity concept の保持者といっても全員が企業というものを完全に同じ様

に知覚しているわけではないということである。例えば、全体論的 (holistic) 見地から企業を見る人々は配当、利子および税金の支払いのすべてを企業の費用と見做している。Gyntherは、これは Husbandによって非常によく描写されているところの entity conceptであり、そこでは配当、利子、税金はすべて、本質的に企業の持分の一部を形成している未処分利益を減少させる支出であるとみられているということである。

また、Li, D. H.は大方の entity concept 保持者とは違って、配当を財務的費用とは見做しておらず、彼はそれを制度的な広告のようなものであって、将来的見通しから発生する費用であると考えている。Liは配当を、好ましい投資ムードおよび好ましい企業イメージを造るために必要なものであると捉えており、好ましい投資ムードも好ましい企業イメージも共に「存続」という企業目的を保護することを意図しているわけであるから、この捉え方からすれば配当は保険費用とも見做されうるであろうと述べている。結局、彼も配当を費用と考えるわけだが、彼が最も強調するのは、配当を費用としてみてはいるが、それを発生させるかどうかは企業の自由な裁量にかかっており、原因・結果の関係に基づいて収益に対応させられる費用とは違うものだということである。配当についてはこのように entity concept の保持者の幾人かによって企業を継続していくための費用と考えられているが、課税当局は課税対象から除外するような扱いは許可しておらず、税金は配当を差引く前の利益について計算されるものとしている。これらの考えに対し Vatter, W. J.は、entity conceptのもとでは利子の負担は利益の分配であって費用ではなく、同様に配当は proprietorの資本回収ではなく利益分配と考えられ、さらに純利益に対する税金も利益の決定要因ではなく利益分配の範中に入るように思われると述べている。Gyntherは、一連の entity concept の最後として、未処分利益も含めて株主から供給された資本もまた本質的に企業の持分の一部と考えられ、不明確な性質の負債とはみなされないという主張を取り上げている。Liによれば、このような資本というのは企業が going concernである限りは企業とともに存続しつづけるものであり、支払期日の欠如ということは拠出資本に対する株主の請求権を否定することであるから、それは負債ではなく企業の持分であると論じられている。

さらに、Gyntherは社会的制度として企業を知覚する人々がいることについても触れている。これは、企業は社会のすべての構成員ないし集団の便益のために運営されているとみる考え方であり、この見地に立つ人々は、企業は株主、経営者、従業員、供給者、顧客、政府、およびその他の社会の構成員に対して責任を負っているとみている。Gyntherはこの考え方について、proprietary conceptおよび entity conceptと並ぶ第三の概念として把握することはせずに、entity conceptに準ずるものであるという位置づけをしている。Gyntherは、社会的責任という発想は企業の行動の仕方ないしは企業が活動を遂行する際の取り組み方に係わるものであり、それは倫理とか目標とか目的とか、或いはそれらを獲得する方法に関係するものであって、結局企業を資産を所有してい

る存在として知覚することに少しも変わりはないように思われるとしている。

なお、Gyntherは「entity convention」についても言及し、entity conceptは実際に純財産を企業それ自体の資産とみるものであり、株主の資産とはみていないということが肝要なのであり、企業の活動に関する分離された会計システムを単に創設するということだけをもってentity conceptの存在証拠であるように説いている論者もいるが、それは純粹なentity concept保持者の企業に対する知覚とは違うものであることを力説している。Gyntherによれば、企業の会計記録の独立とか分離とかいうことは「entity convention」と呼ばれるものであって、entity conceptとは明確に区別されなければならない、「entity convention」はentity conceptばかりでなくproprietary conceptが採られた場合にも成立することに留意すべきであるとされている。

proprietary conceptとentity conceptに関してGyntherは以上のように説明を行っているわけであるが、ここでは、企業に対する異なった知覚が存在するために利益決定過程における「利子、配当、および税金」の取扱いについて種々の方法が採られうるという点に説明の主眼が置かれていたことを確認して次に進みたいと思う。なお、Lorigは、この二つの主要な見地の存在から生じると思われる会計ないし報告の際の相違点を一覧表にしているが、それについてGyntherは上でみたようにproprietary conceptとentity conceptのどちらにも幾つかの段階ないし種類があって、そのため二つの見地に対するLorig自身の知覚をもとにして示された相違点のすべてについて多くの人の同意を得ることは難しいのではないかと述べるとともに、Lorigに限らず、二つの主要なカテゴリ内のあらゆる種類の見地を描写するような唯一かつ包括的な相違点一覧表を作成することは困難であることを指摘している。

### Ⅲ 異なる知覚についての行動仮説

前節においては企業に対する知覚が一様ではないということが説明されたわけだが、Gyntherは、「客観的事実」というものも往々にして個人によってそのようなものであると知覚されるものにすぎず、我々の誰もが他人とは少しく違ったふうに世の中を見ているのだということ、つまり、企業ばかりでなく事物一般について言えることとして、同一のものを見る際にも種々の異なった見方が可能であるということを力説している。その上で、彼は、では何故に異なった知覚というものが現われるのか、その理由について以下のように考察している。<sup>4)</sup>

人間が自分の社会的状況に対してどのように反応しどのように対処するかを理解するためには、その人にとって状況とはいったい何であるかを知る必要がある。その人の要求を満たすのに役立つ

4) Ibid., pp.280-282.

ように思われるものが他のものに比してより迅速に知覚される傾向にあるということは確かであるけれども、知覚というのはかなりの程度まで個人が特定の「場合」に持ち込む仮定に依存している。つまり、我々が物や人や出来事について付与する意味ないし意義というものは過去の経験を通じて自らの概念体系 (a frame of reference) の中に築き上げられたところの意味ないし意義に依存しているということである。この概念体系は価値システムと呼ばれうるもので、それは我々が様々な状況、ひと、集団等に対する態度・姿勢を形成するにしたがって長い時間を通して形造られるものである。そして、これらの態度・姿勢は我々の成長の過程において修得される心理上の形成物であり、それは一旦修得されると我々が特徴的な方法で反応することを要求するようになるのである。この複雑な社会において個々人は自分がそのメンバーであるところの多くの集団によって影響を及ぼされる。ある人が地理上の、宗教上の、教育上の、職場上の、そして社会経済的なグループのメンバーであるということは、皆どれも、いかなる態度・姿勢を修得すべきかということに関してグループの規範や基準をその人に提供するのである。ただし、このことはなにもその個々人が自分が活動する社会的グループの価値観のすべてを吸収するであろうということを行っているのではなく、もし、その人が心理的に関わりを持つようになればその価値観は彼に対し何かしらの永久的な影響をもつであろうということである。

要するに、過去の（現在に至るまでの）経験が異なれば、価値システムの中に築き上げられているものが異なり、結果として異なった知覚を引き起こすということである。

Gyntherはこのことは、企業についての知覚、すなわち企業観についても言えることだとして entity concept と proprietary concept について仮説を試みている。<sup>5)</sup>つまり、どういった立場にあるかということを含めて、どういった経験を持つひとが entity concept 的な見方をしているか、そして proprietary concept 的な見方をしているか、二つに分類しているのである。まず、proprietary concept に関する Gynther の仮説をみてみよう。

株式会社の株式の実質的な部分を所有している大株主の殆どは proprietary の見地に立っており、このことは特に普通株式について言えることである。さらにその家族もまた proprietary concept を保持するようになるであろうことも付け加えられる。また、多くの企業の監査を行う際に株主の見地を採用することの結果として公的実務に携わる会計人の大部分も proprietary concept を支持するようになっている。大抵の公的会計人にとって会計システムの第一の機能は株主の利害 (interests) を反映させることである。職業会計士の団体によって行われる監査は proprietary concept 志向の傾向にあり、そのため公的会計人の養成教育も同じ方向に向いてくることになる。その結果は、彼等が純資産を実際に株主の財産だと考えるようになるということであり、利益は稼得されると同時に

5) Ibid., pp.282-285.

株主に帰属するものであると見做すようになるということである。大方の個人企業主、協同出資会社のメンバー、小会社の株主経営者が企業を proprietary concept の見地から見ているということも確かである。そのひとたちにとって会社と個人の利害 (interests) を無意識のうちに分離することはまず無理である。さらに、殆どの経済学者は proprietary concept を保持しており、特にそれは古典派のメンバーにあてはまる。経済学者全員が企業家 (entrepreneur) についての古典的モデルに触れてきているためにその影響が残っているのかもしれないし、その上、大抵の経済学者が企業を外側からみているということもその要因であろう。

次に、Gynther は entity concept に関して以下のような仮説を立てている。

経理部長や会計担当者を含めて、株式会社の従業員のうち責務を負わされているものは大部分、entity concept を保持しており、この傾向は職位が高くなればなるほど強くなる。これら従業員の大多数は、意識するとしなにかかわらず、企業を彼等が稼得した利益と純資産、両方の所有者であるとみており、彼らは株主を企業にとって重要なものとしてみているが企業の所有者であるとはみていないという傾向にある。それゆえ、例えば、内部的に生み出された資金のうち通常の配当を超えるものはすべて、他のあらゆる財源が考慮されるのに先立って投資要求のために使用されるのは当然のことだと思うのは経営者にとって殆ど機械的な反応である。また、配当、利子、税の支払いを企業の「費用」とみているのは執行部のトップに多く、他方、それらの支払いを「利益の分配」とみているのはそのような利益の産出に責任を負っている中間管理職に多い。大抵の経理部長および会計担当者にとって、会計記録の第一の記録は、経営者に、計画、意思決定、統制に役立つデータを提供することである。さらに組織内の環境的影響として、執行部集団の規範は entity concept の基本原理を包含するものであり、メンバーであることを自覚するものによって直ちにそれが吸収されるようになるということが指摘される。彼等が株式を保有することもありうるだろうという事実さえ、執行部のメンバーによって entity の見地が保持されることに殆ど或いは全く影響を及ぼさない。それゆえ、執行部の株式引受権の問題も彼等の安寧は企業の存続と成功にかかっているという考え方を変化させるものではないだろう。つまり、彼等は自分のことを「所有者」とは考えないであろうということである。

以上のように、どういったひとが proprietary concept の立場に、また entity concept の立場に立っているか分類されたわけだが、Gynther は単に二つの見地があるということだけでなく、企業の本質は変わってきているのであり、現実の変化に比べてひとびとの知覚の変化は遅れる傾向にあるものの、時代とともに proprietary concept は色褪せ、多くのひとが entity concept を採るようになるということを言いたいようである。しかし、本稿の第一の目的は、企業に対する知覚の相違によって採用される資本維持概念が違ったものになるという Gynther の主張について検討することであるから、企業についての知覚が一つに絞られるようになるかどうかはとりあえず問題ではない。

#### Ⅳ 種々の資本維持概念

これまでのところは、Gyntherがまず初めに企業について種々の異なる知覚が存在するとして proprietary concept と entity concept を取り上げて説明し、その上で何故同一のものに対して異なる知覚が生じるのか、その理由について考察していることをみてきたわけだが、ここで Gynther が資本維持概念の問題をどのように扱っているかみてみることにする。

Gyntherはこの二つの対立する概念、すなわち proprietary concept と entity concept とを融合 (reconciliation) させようという試みがあることについても述べている。Vatter, W. J. の「fund theory」と Goldberg, L. の「commander theory」がそれである。結論から言うと、Gyntherはそれらの試みはどちらも不成功に終わっているとし、その原因について、とりわけ前者について詳細な説明を加えている。その中で Gynther は企業観の相違によって資本維持概念が違ったものになることを論じている。<sup>6)</sup>

Gyntherは、「fund theory」の考えというのは entity concept の提唱者も proprietary concept の提唱者もどちらもどういった項目が財務諸表に含まれるのか、そのすべてについて同意していて、そして両者ともその財務諸表が自分達に適合するものであると解釈しており、さらに各項目が計算ないし評価される方法についても意見は一致しているという仮定に基づくものであるが、そのような同意は一定の項目については不可能なものであり、その理由ゆえに「中立的な財務諸表」の作成ということが実行不可能なものとなっているのだと主張している。

では、その問題となる項目とは何か。Gyntherは次のように説明する。

「entity concept は、企業それ自体、その資産、その操業能力に重きを置いている。それに対して proprietary concept は、企業における、その資産における proprietor 集団の利害 (interests) に重きを置いている。従って、利益 (profit) についての定義も自ずと違ってくるわけで、entity concept 提唱者にとって企業の期間利益は、当該期間において資本取引がなかったとしたら、企業の操業能力を損なうことなく企業によってその受益者 (beneficiaries) に分配されうる最大額と定義されるであろうし、他方、proprietary concept 提唱者にとって企業の期間利益は、当該期間において資本取引がなかったとしたら、株主の持分額を縮小することなく企業によってその受益者に分配されうる最大額と定義されるであろう。」と。ここで Gynther は、これら二つの利益概念は異なる利益概念であって、それらは二つの異なる資本概念から生ずるものであり、価格ないし価値が変動する場合、entity concept 提唱者と proprietary concept 提唱者によって保持されているこれらの異なる諸概念

6) Ibid., pp.286-288.

の結果として異なる会計結果が得られうることを強調するのである。

またGyntherは、Hendriksen, H. S.の表現を引用して、「entityのの見地に立つ人にとって資産というのは特定の財や用役、その他の便益を受け取る企業の権利を表わすものであり、それゆえ資産の評価は企業によって受け取られるべき便益の価値を反映すべきである」と主張し、従って、棚卸資産や非貨幣資産を評価する際、entity concept支持者は企業によって受け取られるべき便益の新しい価値を反映するために現在市場価値 (current market values) を、もしそれが得られないときは個別指数を用いるであろうし、さらに、entityの見地に立つ人は操業資産の現在市場価値における全変動を資本的性質の変動と考えるであろう、つまりそれは企業の物的資産、すなわち操業能力の増加や減少という結果には決してならないものであると論じている。

一方、proprietaryの見地に立つ人々の多くもまた棚卸資産や非貨幣資産を現在市場価値の助けを借りて再評価しようとするけれども、彼等はこれらの資産の現在市場価値における増加が、株主持分の株主にとっての購買力の変動を反映する、一般物価指数の変動よりも大きい (又は小さい) という限りにおいて保有利得 (又は損失) を認識しようとするものである。

ここで、Gyntherが強調しているのは、実際にentityの見地を採る人々はこれらの保有利益および損失を企業それ自体の利益および損失とは考えていないということである。entity concept支持者たちは、保有利得は「総純利益」を構成しているけれども、「操業能力の縮小なしに分配できるものではなく、それゆえ、経常的な営業利益の測定には算入されない」という、『AAAの概念および基準委員会』の『長期保有資産に関する意見書』を支持しているということである。つまり、真のentity conceptの支持者は、もし、あるものが企業の操業能力を損なうであろうという理由で分配不可能であるならば、そのようなものは企業にとって実際に「利益」とはなりえないものであり、従って企業の帳簿には少しも記録されるべきではないと主張するであろうということである。

また、Gyntherは、株主の購買力の変動を反映する一般物価指数の変動に従って、株主持分ばかりでなく棚卸資産および非貨幣資産を実際に再評価しようとする人たちがproprietary concept支持者の一部にいることについて、このような方法は別の減価償却費や売上原価を生み出し、それゆえentity concept支持者の「操業能力」を形成する個別資産の現在市場価値から算定される利益数値とは異なる利益数値を生み出すことになるかと付け加えている。

Gyntherは、「fund theory」の考えのもとでの報告書はこれらの異なる利益や資本を取扱うことができないであろうし、認識する人もいればしない人もいる保有利得ないし保有損失を処理することもできないであろうと思われると述べ、さらに、価格が変動する場合、企業の資本の一部が長期社債保有者ないし優先株主によって抛出されたものであったらより一層の困難が待っているであろうとして「fund theory」の欠陥を指摘するのである。

次に、長期負債についてであるが、Gyntherはproprietaryの見地から企業を見る人にとって、価

格が上昇する場合、負債の価格は固定されており、より低い価値のドルで返済されるであろうから、社債保有者によって提供された資本について利得が創出されることになる」と述べている。さらに極端な proprietor 見地を採る人にとっては優先株主によって抛出された資本についても同様の利得が考えられることを指摘するのである。それに対して、entity concept を保持する人にとってはあらゆる債務が株式会社それ自体の債務であると考えられる、つまり、一般株主、優先株主、社債保有者、およびその他長期債権者の間でなされるべき意味ある区別は何等存在しないとして、Gynther は、真の entity concept 支持者の見地は以下のごとくであると強く主張するのである。

「価格が上昇する際、企業自身が関わり合う限り、これらの長期債務項目について何らの利益もありはしない。…これら長期債務のすべてが株主によって抛出されたものと同じ様に企業の永久資本の一部を形成している。それゆえ、価格の上昇期に長期債務項目に対して利益を算出することは株主から受入れた資金に対して利益を算出するのとまさに同じことで非論理的なことである。すなわち、いかなる種類の資本についても価格の上昇ということによって利益を創出することはできない。」と。

もし、このような利益が長期負債に対して計算されたとしたら、その利益の分配は操業能力の縮小という結果になってしまう。それゆえ、このような利益は entity concept 支持者によっては企業にとっての利益とは実際にはなりえないものであろうということである。

Gynther は、「fund theory」の考えのもとでの報告は価格が上昇ないし下落する際の貨幣項目についての利益ないし損失の計算を処理することもできないということになるであろうとして、ここでもまた、一組の財務諸表は財務状態を描写するにあたって中立的な形式では作成されえず、結局 entity concept 支持者と proprietary concept 支持者、両者の知覚のしかたに依存することになると Gynther は結論づけている。

本稿の目的は「fund theory」の試みが成功しているかどうかを直接に検討することではないので、その問題はひとまず措き、最後にここで述べられた資本維持概念に関する Gynther の説明をもとに、企業に対する異なった知覚が種々の資本維持概念を引き起こすもとであるという Gynther の主張の、その論理展開のしかたについて整理してみたいと思う。

## V おわりに

Gynther はまず、企業について種々の異なった知覚 (perception) が存在することを指摘し、二つの主要な概念、すなわち proprietary concept と entity concept について定義的な説明を施している。そして、この企業に対する異なった知覚のために様々な利益の見方が生じることを詳しく論じている。しかし、そこで問題とされている利益の見方の違いというのは、直接、資本維持概念の選択に

関わるものではなく、ひとこと言えば、利益決定過程における「利子」、「配当」、「税」、の扱い方についての相違ということの意味しているにすぎない。これはいわゆる「会計主体論争」においてもっともよく議論の対象となった問題であり、特に Gynther だけに限られた目新しい取り上げ方ではないと思われる。

次に Gynther は、では何故異なる知覚というものが現われるのか、その原因について説明している。この点については彼の他の論文でも度々触れられているようであり、Gynther 理論の特色をなすものと言ってよいかと思う。簡単に言えば、過去の経験が異なればひとの内部に形成される価値システムは異なったものになるため、同一の事物に対してもひとによって違った知覚がなされうるということである、それは企業に対する知覚についてもいえることであり、株主であるとか、従業員であるとか、社会的にみた企業との関わりとでもいったらよいであろうか、そういったことによって人々の企業に対する知覚は規定されてくるということである。Gynther は自己の長年の観察に基づいてだいぶ詳細に仮説を立てているようであるが、その仮説は冒頭部における proprietary concept ならびに entity concept に関する説明の枠内でなされているにすぎない。つまり、Gynther は、どういったひとが、先に述べられた proprietary concept 的な見地を採るか、また entity concept 的な見地を採るか、二つに分類しているだけであり、ここでの仮説は資本維持概念の特定ということには直接関係ないであろうということである。

さて、Gynther は論文の最後になってようやく、Vatter の「Fund Theory」は proprietary concept と entity concept を融和させようと試みているものの不成功に終わっていることに触れ、その原因についての説明の中で、企業に対する知覚の相違によって採用される資本維持概念が違ったものになるということを論じている。ここでの Gynther の説明もかなりと長く、確かに「entity concept」対「proprietary concept」という形で資本維持概念および利益概念について繰り返し述べられている。資本維持概念について結論だけ言えば、entity concept には物的資本維持概念、proprietary concept には一般購買力資本維持概念ということになるであろう。

しかしながら、Gynther のこの部分の主張をよくみると、資本維持概念の選択の問題は、直接的にはもっぱら操業能力の保全・侵蝕という観点から論じられており、企業についての知覚、すなわち、ここでは entity concept と proprietary concept ということになるが、それについて Gynther によってなされた最初の説明から何か特定の資本維持概念が導かれるという展開にはなっていないように思われる。要するに、proprietary concept が企業を資本主の所有物であると考えたものであるということから直ちに一般購買力資本維持概念が、同様に、entity concept は企業をその資本の拠出者からは独立した別個の存在であると考えたものであるということから直ちに物的資本維持概念が、導かれているようには思われたいということである。もっと言えば、proprietary concept ならびに entity concept と資本維持概念は、「まず、proprietary concept および entity

concept というものが資本維持概念とは独立に説明される概念として捉えられていて、それらの概念をもとに資本維持概念が引き出されるという関係にあるのではなく、資本維持概念が proprietary concept および entity concept の内容を説明するという関係にある」のではないかということである。つまり、「proprietary concept というのは proprietor の見地に立って企業をみるということであるが、それを具体的に言えば、例えば、資本維持概念については一般購買力資本維持概念が採られるということである」といったようにである。entity concept についても同様である。

さらに注意すべきことは、Gynther は entity concept 支持の立場から資本維持概念を考えており、上手く表現できないが、proprietary concept には一般購買力資本維持概念、entity concept には物的資本維持概念、ということが、同位に置かれて、それぞれ論じられているのではなく、「entity concept の資本維持概念は物的資本維持概念であって、一般購買力資本維持概念ということは絶対にありえず、従って、一般購買力資本維持概念は proprietary concept の資本維持概念である」というような論じられ方がされているのではないかということである。

もう一度整理してみると、Gynther の資本維持概念に関する主張は、端的に言って、「entity concept の見地を採るということは資本維持概念に関しては物的資本維持概念を選択するということであり、一般購買力資本維持概念を選択するということは entity concept の見地を採るということには決してならないから、それは proprietary concept の見地を採るということになる」といったようなものになるのではないかと思う。ここで大事なことは、Gynther の主張がこのように考えられるとしたら、資本維持概念の選択ということに関して、proprietary concept ならびに entity concept についてなされた最初の説明は何の論拠にもなっていないことになるわけであるから、Gynther の資本維持概念の選択の論拠は他に求めなければならなくなるということである。

Gynther は、entity concept の説明箇所においては、この concept は企業を資本主から独立分離されたものと見るものであるという定義に基づいて、proprietary concept との比較の形で純資産および利益は誰に属するものであるか、そして利子・配当・税金はどう扱われるかを論じているにすぎないが、Suojanen の「enterprise theory」についての説明の中で、Gynther は、Suojanen は企業を独立分離された entity であると明確に知覚しており、「会計上の enterprise theory は大規模な株式会社という概念をそれ自身権利をもつ制度として承認するものである。enterprise はいかなるグループからも独立して存在する。enterprise における株主とその権利は当組織とその存続に従属する。」という Suojanen の言明は entity の見地を採る人々の企業の見方と完全に一致していると述べている<sup>7)</sup>。また、Gynther は「social responsibility」という発想の代表者として、Ladd, D. R. を挙げ、Ladd もまた完全に Gynther の entity concept の説明において述べられた entity の見地に立脚してい

7) Ibid., p.278.

るとして、Laddの「法人組織の存続と成長が現代の株式会社の第一の目的であり、これらの目的は企業が責任を負うところの殆どのひとびとによって暗黙的に承認されている」という言葉を引用している。<sup>8)</sup>

要するに、entity conceptにおいては「企業の存続」が第一だということが強調されているのであり、上で書いたように、Gyntherは資本維持概念の選択という問題について論じる際に「操業能力」という概念を持ち出してきているが、その根拠も結局はここに求められているように思われる。つまり、entity conceptにおいては「企業の存続」が何よりも大切なことであり、それゆえその操業能力に重きが置かれ、資本維持概念も操業能力資本維持概念、すなわち物的資本維持概念が採用されることになる、というのがGyntherの資本維持論の骨子のようなのである。

さて、そうなると問題は、Laddのいうように企業の存続および成長が企業の第一の目的ないし目標だとしても、果たしてそれがそのまま「会計上」の資本維持概念選択の基礎となるものなのかということ、そして、企業の存続ということはentity conceptにとっただけ大事なことであってproprietary conceptの場合にはそうでないのかということである。Gyntherの、「人々が企業について抱く知覚は一様ではなく、大きく二つ、すなわちproprietorの見地とentityの見地に分けられ、これらの異なる見地が物価変動会計についてなされる様々な提案の基礎となる種々の資本維持概念を起すもとになっている」という主張が意味のあるものとなるためには、この「企業の存続」ということがもっとよく説明される必要があるであろう。

本稿においては、見地を一つに絞ることができるかどうかは直接の問題ではない。それぞれの場合に資本維持概念が特定されるかということが問題なのである。しかし、見地が一つに絞られれば、資本意思概念の選択ということも含めて会計上の論争・対立が解決されるというGyntherの主張においては、見地を一つに絞るということの内容、つまりは見地ということの中身が明確にされないと、どこまでが前提なのかがわからなくなるから、結局、見地を一つに絞れば解決がつくということに果たしてどれだけの意味があるのか、大きな疑問が残るのである。もっとわかりやすく言えば、見地の選択という問題と資本維持概念の選択という問題は本当にレベルの違う問題であるのか、もし違わないとすれば、見地が一つに決まれば多くの問題は解決されるという主張は、例えば、資本維持概念について言えば、単に、資本維持概念に関する見方が一致すれば資本維持概念の選択の問題は解決するだろうというようなものであり、そんなことは当たり前のことであって何の意味もない主張になりはしないだろうかということである。

---

8) Ibid., p.278.

※ 本研究は慶應義塾学事振興資金による研究補助を受けて行ったものである。

## 参考文献

- Husband, G. R., "The Entity Concept in Accounting," *the Accounting Review*, October 1954, pp.552-563.
- Suojanen, W. W., "Accounting Theory and the Large Corporation," *the Accounting Review*, July, 1954, pp.391-398.
- Suojanen, W. W., "Enterprise Theory and Corporate Balance Sheets," *the Accounting Review*, January, 1958, pp.56-65.
- Vatter, W. J., "Corporate Stock Equities," in *Handbook of Modern Accounting Theory* (M. Baker, ed., Prentice-Hall, Inc.; 1955)
- Sprouse, R. T., "the Significance of the Concepts of the Corporation in Accounting Analyses," *the Accounting Review*, July 1957, pp.369-378.
- Staubus, G. J., "The Residual Equity Point of View in Accounting," *the Accounting Review*, January 1959, pp.3-13.
- Li, D. H., "The Nature of the Corporate Residual Equity Under the Entity Concept," *the Accounting Review*, April, 1960, pp.258-263.
- Li, D. H., "The Nature and Treatment of Dividends Under the Entity Concept," *the Accounting Review*, October 1960, pp.674-679.
- Lorig, A. N., "Some Basic Concepts of Accounting and Their Implications," *the Accounting Review*, July 1964, pp.563-573.
- Gynther, R. S., "Accounting for Price-Level Change-One General Index or Several Specific Indexes?," *the Accountancy*, July 1962, pp.560-564.
- Gynther, R. S., "Return on Funds Employed," *the Australian Accountant*, May, 1965
- Gynther, R. S., *Accounting for Price-Level Change: Theory and Procedures*, Oxford: Pergamon Press, 1966.
- Gynther, R. S., "Accounting Concepts and Behavioral Hypotheses," *the Accounting Review*, April 1967, pp.274-290.
- Gynther, R. S., "Capital Maintenance, Price Changes and Profit Determination," *the Accounting Review*, October 1970, pp.712-730.
- Gynther, R. S., "Why Use General Purchasing Power?," *Accounting and Business Research*, Spring 1974, pp.141-157.
- Gynther, R. S., "What Holding Gains on Non-Monetary Assets in a C. C. A. System?," *the Australian Accountant*, July, 1978, pp.355-358.
- Gynther, R. S., "Accounting for Monetary Items under CCA: A Comment," *Accounting and Business Research*, Spring 1983, pp.95-101.
- Rosenfield, P., "The Confusion between General Price-Level Restatement and Current Value Accounting," *the Journal of Accounting*, October 1972, pp.63-68.
- Gibson, R. W., "Accounting for Monetary Items Under CCA," *Accounting and Business Research*, autumn 1981, pp.281-290.
- Sterling, R. R., "Limitations of Physical Capital," in *Maintenance of Capital: Financial Versus Physical*, Sterling, Robert R. and Lemke, Kenneth W., 1981.
- Revsine, L., "Physical Capital Maintenance: An Analysis," in *Maintenance of Capital: Financial Versus Physical*, Sterling, Robert R. and Lemke, Kenneth W., 1981.
- Skinner, R. M., "The Impact of Changing Prices: The Canadian Position," in *Maintenance of Capital: Financial Versus Physical*, Sterling, Robert R. and Lemke, Kenneth W., 1981.
- Lee, T. A., "U. K. Current Cost Accounting and Physical Capital," in *Maintenance of Capital: Financial*

- Versus Physical*, Sterling, Robert R. and Lemke, Kenneth W., 1981.
- Lemke, K. L., "Financial Versus Physical Capital Maintenance: A Review of the Arguments," in *Maintenance of Capital: Financial Versus Physical*, Sterling, Robert R. and Lemke, Kenneth W., 1981.
- Vatter, W. J., *The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Report*, The University of Chicago Press, 1947.
- Ladd, D., R., *Contemporary Corporate Accounting and the Public*, Richard D. Irwin, Inc., 1963.
- Goldberg, L., *An Inquiry into the Nature of Accounting*, AAA, 1965.
- American Accounting Association, *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA, 1966.
- Financial Accounting Standards Board, *Statements of Financial Accounting Concepts No. 1, Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, 1978.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 33: Financial Reporting and Changing Prices*, FASB, 1979.
- 江村 稔「会計主体の概念について」『会計』1955年4月.
- 江村 稔「何かが会計の問題を混乱させている」『産業経理』1955年9月.
- 中村萬次「会計における理論と政策」『会計』1955年8月.
- 中島省吾「アカウンティング・ポリシイの現代的性格」『産業経理』1955年9月.
- 黒澤 清「会計理論の基礎構造」『企業会計』1955年10月.
- 黒澤 清「会計主体の本質と会計政策」(シンポジウム)『企業会計』1955年10月.
- 山榎忠恕「ビジネス・エンティティ論への反省」『産業経理』1956年1月.
- 山榎忠恕「会計学の領域と体系(序説)」『会計』1973年11月.
- 山榎忠恕「『会計』の定義に関する吟味<序説>」『三田商学研究』1982年8月.
- 黒澤 清「企業主体論の批判」(座談会)『企業会計』1956年3月.
- 山下勝治「企業利益と会計主体」(円卓討論)『会計』1956年8月.
- 飯野利夫「いわゆるエンティティ論争」『企業会計』1957年6月.
- 伊藤淳巳「株式会社をめぐる会計理論と会計実践」『会計』1960年8月.
- 大田哲三「企業会計の目的または職能について」『企業会計』1965年1月.
- 長谷川茂「R・S・ガインザー著『物価水準変動会計—理論と手続』」『商学論集』(福島大学)1967年3月.
- 植野郁太「二つの価格変動修正観」『企業会計』1968年4月.
- 玉田啓八「継続企業概念と評価基準」『会計』1972年7月.
- 井口 伸「ギンザーの物価水準変動会計」『成城大学経済研究』1974年10月.
- 松本 穰「価格変動会計における一般指数対特殊指数の問題」『明治商学論叢』1975年3月.
- 不破貞春「修正原価主義会計をめぐる」『企業会計』1975年6月.
- 林 裕二「ギンザーの物価水準変動会計」『高千穂論叢』1975年12月.
- 菊谷正人「オーストラリアの価格変動会計」『企業会計』1979年2月.
- 山谷公基「価格変動会計における貨幣的項目の問題」『商経論叢』(九州産業大学)1980年.
- 山口忠昭「資本維持概念に関する考察」『京都学園大学論集』1988年12月.
- 山榎忠恕『近代会計理論』国元書房, 1962年.
- 不破貞春『新訂会計理論の基礎』中央経済社, 1964年.
- 新井清光『会計公準論』中央経済社, 1969年.
- 田中茂次『利潤計算論』中央経済社, 1970年.
- 田中茂次『会計と構造』税務経理協会, 1986年.
- 田中茂次『物価変動会計の基礎理論』同文館, 1989年.
- 木村重義『時価主義会計論』同文館, 1979年.
- 高橋良造『時価主義会計学説』中央経済社, 1989年.
- 石川鉄郎『時価主義会計論』中央経済社, 1992年.